

平成 26 年第 3 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 26 年 6 月 1 1 日（水）
招集の場所 玉城町議会議場
開 議 平成 26 年 6 月 1 1 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
欠席議員 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
農業委員会事務局長兼産業振興室長	中世古憲司	総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 5 議案第 3 4 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 5 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 6 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 3 7 号 町税条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 3 8 号 玉城町使用料条例の一部改正について

第10	議案第39号	玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
第11	議案第40号	玉城町国民健康保険条例の一部改正について
第12	議案第41号	平成26年度玉城町一般会計補正予算（第1号）
第13	議案第42号	平成26年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第14	議案第43号	平成26年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第3回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

なお、13番、小林一則君からの欠席の届けが有りましたのでご報告いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成26年第3回玉城町議会定例会の開催に当たり、一言挨拶をさせていただきます。今期定例会は平成26年度6月補正予算案をはじめ、関係諸議案のご審議を賜るわけでありますけれども、先駆けて、私の町政に対する基本的な考え方及び主要な施策の概要の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様になお一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さる4月には、議員にはじめ町民の皆様のご支援を賜り、3期目の町政運営を担わせていただくことになりました。厚くお礼申し上げます。

今後の町政運営にあたりましては、総合計画に掲げますところの将来像、「だれもが安心して元気に暮らせるまち ふるさと玉城の実現にむけまして一層の努力をする所存でございます。

特に重点施策として以前から申し上げております6つのK「絆、健康、活性化、教育、環境、危機管理」に熊野古道の「古道」「幸福」を加えた施策を重点的に取り組み、全国に誇れるすばらしい玉城町として更に発展することを目指してまいりたいと考えております。

まず、絆に関しては、安全安心なまちづくりのため、子ども、高齢者、障がい者など社会的弱者に対する見守りを、地域の皆さんと一体となって支えるしくみを構築してまいります。

健康に関しましては、健康しあわせ委員の方々と連携し、各自治区における健康づくり、そして健康指導を強化することで住民のみな様方の行動変容を促し、健康寿命の延伸に努めてまいります。また、引き続き総合検診を実施し、疾病の重症化予防にも取り組んでまいります。

活性化に関しましては、基幹産業である農業を中心にしながら、優良企業も支援し、

地域経済と雇用のバランスのとれたまちづくりを推進します。

教育に関しては、本年4月から県下でいち早く土曜授業を取り入れたところですが、子ども達の学力向上と環境整備小学校講堂の空調整備や吊り天井脱落対策など、教育施設の環境整備にも取り組んでまいります。

環境に関しては、下水道事業の早期完成を目指すとともに、防犯灯のLED化、家庭用太陽光発電システム設置への補助、ごみの減量化などに引き続き取り組んでまいります。

危機管理に関しましては、東日本の大震災等を教訓に、いつ起こるかも知れない地震に向けて、防災意識の高揚、地域防災体制の強化及び防災設備の充実などを図ってまいります。

古道に関しては、熊野古道世界遺産登録10周年の年であり、伊勢から熊野へと旅立つ人々の「出立の玉城町」として、まちの魅力を情報発信し集客を図ってまいりたいと考えております。

幸福に関しましては、町民の皆さん同志の「顔と顔」「心と心」がかよい合う暮らし満足度ナンバーワンのまちづくりを進めてまいります。

また、全ての重点施策に共通します住民の皆様との「協働」につきましては、今後とも揺らぐことなく、町政推進の重要なテーマとして掲げ、町民参加による地域の総合力を生かしたまちづくりを常に念頭に置き、誠心誠意全力を上げてまいる所存であります。今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

なお、今期定例会に提案をさせていただきます各議案につきましても、慎重なるご審議を賜り各課の施策が推進できますことを念願し開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中西 友子 さん 2番 北 守 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの9日間と決定致します。

した。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号 繰越明許費 繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書、及び、報告第4号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出がありましたので配付をさせて頂きました。ご了承願います。

次に、報告第5号 町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また報告第6号 監査委員から平成26年2月分、ないし4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ、写しをお手元に配付しておきました。

また、行橋市議会議員 小坪慎也氏よりの陳情書、及び原水爆禁止世界大会三重県実行委員会 実行委員長 落合 郁夫 氏よりの意見書が提出されましたが、議会運営委員会で協議をいただきました結果、その写しを配付することといたしましたので、ご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第4 議案 第33号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

議案第33号 平成26年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成25年度会計の償還収入に2千917万6千円の歳入不足が生じたため、平成26年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月30日に専決処分をいたしましたものでございます。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑良和君。

○税務住民課長（田畑 良和） それでは、議案第33号 平成26年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は平成25年度会計の償還収入に2,917万6千円の歳入不足が生じたため、平成26年度会計から、繰上げ充用により補填するものでございます。予算書の7ペー

ジをお開き願います。歳入で款2、諸収入項1、貸付金元利収入、目1 住宅新築資金等貸付金 元利収入、節2 滞納繰越分におきまして、2,917万6千円を計上いたし、同額を8頁の歳出前年度繰上げ充用金としたものでございます。本案につきましては特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであることから平成26年5月30日に先決処分をさせていただきました。貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。平成25年度現年度の償還金の状況につきましては、収入額78万7千486円で、未収金は30万372円となり、回収率は72.5%であります。その他、この平成25年度には繰上げ償還分として、52万2千905円を収入し、この貸付につきましては、償還が終了し完納となっております。徴収につきましては、努力しているところでございますけれど、中には返済能力が極めて乏しい方もみえ、過年度分の回収率はほぼ横ばいの傾向にあります。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返済義務につきまして理解をしていただくよう努力をしてまいりたいと思っています。

ご審議の上、ご承認賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第33号についての質疑を行います

発言を許します。

12番小林 豊君

○12番（小林 豊）まず、なぜ3月補正に間にあわなかったのか。見込みが見こまれやんだというか。多額な額ですので3月補正で対応ができなかったか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑良和君。

○税務住民課長（田畑 良和）償還金の状況につきまして、5月末になりませんと最終的な数字が確定できませんので、先決処分をさせていただいて6月に承認をいただく、こういう手順になります。

○議長（風口 尚）12番小林 豊君

○12番（小林 豊）手順的には理解できるんですが、毎年、償還金は見込まれやんと言って、そういうことをするよりか、会計上のことで絶対そうせないかんのやといたらそうなんですけど、見込みで3月補正で対応していくというようなお考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 会計管理者 前田浩三君。

○会計管理者（前田 浩三）3月補正ということにつきましては、収入支出どちらも見込みということで、それで、公共の会計につきましては、3月が年度末、また5月末までの出納整理期間という中で整理をさせていただくということになります。ですので3月で補正をさせていただきましても、なお、過不足が生じた場合には5月末で繰上げ充用

という形の処理をお願いすることになりますので、額の確定はやはり4月、5月の出納整理期間の収入をもって確定することが本来の方法となりますので、この方法を採用させていただく。また、今後もそのような形にさせていただくのがベストという言葉は適当でないかもしれませんが、方法としては、この方法になろうかというふうに思います。以上です。

○12番(小林 豊) 会計上のことは理解はできるんですが、どうしても毎年これぐらいの額が必要になってくるわけですね。管理者から言われたことは十分理解できるんですけど、なんらかもう少し専決でするのではなしに、いい方法はないか今後ご検討いただけたらと思います。

○議長(風口 尚) 他にありませんか。

質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありますか。

これにて、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に 日程第5 議案第34号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてないし、日程第11 議案第40号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第34号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、玉城町防災会議条例に合わせ、本条例別表中の字句を訂正し、整合性を図るものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次議案第35号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、3期目においても引き続き特別職の給料を5%引き下げるため行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、前議案同様、教育長につきましても給料を 5%引き下げるため行うものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 37 号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正等に伴い、町民税において、外国法人に係る諸規定の整備、法人税割の税率の改正、公益法人等に係る課税の特例規定の整備、肉用牛の売却による事業所得に係る特例規定の措置の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の延長、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例規定の整備並びに固定資産税において、耐震改修工事が行われた事業用の既存建築物に係る減額措置の申告規定の整備、特例民法法人に係る非課税措置の廃止等並びに軽自動車税において、税率の改正等、その他所要の規定の整備を行うためのものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に、議案第 38 号 玉城町使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、玉城町立学校屋内運動場使用料に有田小学校体育館の冷暖房使用料を新たに加えるものであります。使用料につきましては、他の施設の使用料金を勘案し、1時間につき 2 千円と定めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 39 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成 24 年 6 月に小学校終了まで引き上げた対象年齢を、近隣市町の状況等を勘案し、小学校終了の「12 歳」から中学校終了の「15 歳」に引き上げようとするものであります。

また、施行期日を平成 26 年 9 月 1 日とし、9 月診療に係る医療費から適用しようとするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 40 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、

国民健康保険料の限度額の引き上げ、及び軽減措置の拡大を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、条例改正7件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑良和君。

○税務住民課長（田畑 良和） それでは、議案第37号、町税条例等の一部改正につきまして、補足のご説明を申し上げます。議案書の15ページをお開き下さい。

これは、地方税法の一部改正が行われたこと等によりまして、条例を改正する必要性が生じたものでございます。

改正の内容でございますが、第1条につきましては、町税条例の一部改正でございます。まず、第23条の改正につきましては、法人町民税の納税義務者の定義の一部を見直す改正でございます。平成26年度の税制改正の中で国際課税の原則が見直され、法人税法等、国税が改正されたことを受け、地方税においても同様に改めるものでございます。これは、外国法人の恒久的施設が定義し直されたことにより改正を行うものでございます。

次に、第33条の改正につきましては、引用する地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

次に、第33条の4の改正につきましては、法人町民税の法人税割の税率を改めようとするものでございまして、現行12.3%とされております法人税割の税率を9.7%へ引き下げようとするものでございます。これは、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、国税において、法人住民税法人税割の引下げ分を財源とする、地方法人税が創設されることに伴うものでございます。なお、地方法人税の税収は、全額地方交付税の原資とすることとされております。

次に、第48条及び第52条の改正につきましては、第23条の改正に関連し、外国法人に係る所要の条文整備を行おうとするものでございます。

次に、第57条及び第59条の改正につきましては、引用する地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

次に、第81条の改正につきましては、商品である軽自動車等については課税を免除するよう規定しようとするものでございます。

次に、第82条の改正につきましては、軽自動車税の税率を改めようとするものでございます。税率の改正につきましては、昭和59年以来、30年ぶりの改正でございます。

税率を現行の1.25倍又は1.5倍へと引き上げようとするものでございます。なお、3輪以上の軽自動車については、経過措置を設け、平成27年3月31日以前に新規検査を行った場合には、現行の税率が適用されるよう定めております。

次に、**附則第4条の2**の改正につきましては、引用する租税特別措置法の改正に伴う条文整備でございます。

次に、**附則第6条から第6条の3**につきましては、地方税法においても規定されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、これらの条を削るよう条文整備を行うものでございます。

次に、**附則第7条の4**の改正につきましては、引用条文の号ずれを整備するものでございます。

次に、**附則第8条**の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の適用期限を平成30年度まで3年間延長しようとするものでございます。

次に、**附則第10条の3**の改正につきましては、耐震改修が行われた事業用の既存建築物に係る固定資産税の減額措置の申告規定を定めるものでございます。

次に、**附則第16条**の改正につきましては、軽自動車の税率の特例を定める規定でございます。普通自動車と同様にグリーン化を進める観点から、新規検査から14年を経過した3輪以上の軽自動車について、その翌年度以降、重課をしようとするものでございます。

次に、**附則第17条の2**の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例の適用期限を平成29年度まで3年間延長しようとするものでございます。

次に、**附則第19条**の改正につきましては、引用条文の規定を明確にするため条文整備を行おうとするものでございます。

次に、**附則第21条**の改正につきましては、固定資産税の非課税措置の特例規定でございますが、平成18年の公益法人制度改革によって生じた特例民法法人については、平成25年度まで固定資産税の非課税措置が講じられておりましたが、公益法人制度の移行期間が終了したことに伴い、その非課税措置を廃止等しようとするものでございます。

次に、**附則第21条の2**の改正につきましては、引用する地方税法の改正に伴う条文整備でございます。

次に、**附則第22条から第23条**につきましては、東日本大震災に係る特例を定めた規定でございますが、これらにつきましては、条例の性格を踏まえ、直接地方税法を適用するよ

う、これらの条を削る条文整備を行うものでございます。

次に、**附則第24条**の改正につきましては、附則第22条から附則第23条までが削除されることにより、条を繰上げ、附則第22条に改めるよう条文整備を行おうとするものでございます。

第2条につきましては、平成22年6月18日公布の町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、引用する地方税法の改正等に伴い条文を整備するものでございます。

附則第19条の3の改正につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例規定の整備でございまして、贈与又は相続若しくは遺贈により当該株式等を取得とした場合の取得価格を定めようとするものでございます。

第3条につきましては、平成25年12月20日公布の町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございまして、引用する地方税法の改正等に伴い条文を整備するものでございます。

附則第19条の2改正につきましては、引用条文の規定を明確にするため条文整備を行おうとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、一部の規定につきましては、附則に定める期日から施行しようとするものでございます。

なお、議案補足資料をお開きください。14ページをお願いします。補足資料14ページの新旧対象表でございまして、上から6行目、7行目、8行目、新旧ともにでございまして、附則第15条第2項第1号の条例で定める割合とあります。この6行目、それから第10条の2、8行目で例で定める割合とあります。この6行目、7行目、8行目につきましては、不要な記事が載ってしまいましたので、誠に申し訳ございませんが、この補足資料から削除をお願いしたいと思います。お詫び申し上げます。

以上でございます。よろしくご審議の程、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀） 議案第40号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてについて補足を説明をさせていただきます。

条例改正新旧対照表の一番最終ページをご覧いただきたいと思っております。15条の6の12万円を16万円に改めるというものでございますが、これについては後期高齢者支援金

の限度額14万円を16万円に改めようとするものでございます。

15条の12につきましては、介護納付金の限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。それから19条の保険料の減額の部分でございます。この部分につきましては第2号をご覧いただきたいと思っております。以前につきましては保険料の所得に対しまして、被保険者分から世帯主分を引いておりました部分を被保険者分を引かず被保険者数とするように軽減する割合を広げたものでございます。

第3号につきましては2割軽減に相当する分でございます、この部分につきましても同様に35万円を45万円に改めて軽減措置を拡大しようとするものでございます。

第5項、第6項におきましては、同様に後期高齢者の支援金の額、ないし介護納付金の賦課額について準用するものでございます。なお、施行期日は平成26年4月1日から適用ということで宜しくお願ひしたいと思っております。以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に 日程第12 議案第41号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第14 議案第43号 平成26年度 玉城町病院事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第41号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算を骨格で編成しました。本格予算として、歳入歳出それぞれ3億8千200万円を追加し、予算総額を52億3千万円とするものであります。

補正予算の主なものといたしましては、歳入では、消費税率引き上げに伴う社会保障財源化分の地方消費税交付金の増額、民生費国庫補助金において「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に係る国庫補助金を新規に計上いたしております。

教育費国庫補助金では、小学校講堂の吊天井脱落対策工事に係る国庫補助金の増額、総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度導入に係る住民基本台帳、地方税及び社会保障関係のシステム改修等補助金を新規に計上いたしております。

総務費県補助金では、防災関連の補助金を、農林費県補助金では、大雪被害への補助金を、また、教育費県補助金では、小学校における英語コミュニケーション力等向上のための補助金をそれぞれ新規に計上いたしております。

また、ふるさと応援寄附金並びにふるさと応援基金繰入金をそれぞれ増額いたしております。

繰越金では、平成25年度繰越金を見込んで増額をいたしております。

続きまして、歳出では、総務費において人事給与システムの更新経費、まちづくり先進地視察経費及び社会保障・税番号制度導入に係るシステム改修費等を新規に計上し、また、顧問弁護士報酬金、ふるさと応援基金積立金、広報誌の編集費用の増額及び予算の一部組替えをいたしております。

民生費では、所得の低い方や子育て世帯への消費税率引上げに伴う負担増の影響を緩和するため支給される「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の給付経費のほか、子ども・子育て法関係の条例整備委託費、子ども医療費助成を中学生まで引き上げるための経費並びに、保健福祉会館増築工事に係る経費を新規に計上いたしました。

衛生費では、小児用の自動視力検査機、一般廃棄物処理計画作成委託費、玉城中学校の生ゴミ処理機購入費を新規に計上いたしました。

農林水産費では、大雪による被害農業者向けの補助金のほか、県営事業に係る負担金等を新規に計上いたしております。

商工費では、ふるさと応援寄附の増加に伴う特産品の費用、熊野古道世界遺産登録10周年とあわせた町の観光情報を発信する経費のほか、誘客促進に繋げるための経費などを増額いたしております。

土木費では、地区要望による道路補修工事費の増額ほか、玉城苑地内の側溝整備のための測量設計費を新規に計上いたしております。

消防費では、公用車2台の購入費のほか、県の補助を受けて防災対策のためのハザードマップ作成費と防災倉庫購入費を新規に計上いたしております。

教育費では、県の補助を受けて新たにALTを雇用し、英語コミュニケーション力等を向上させるための経費及び昨年に引き続き若者の集い補助金を新規に計上いたしております。また、田丸小学校、外城田小学校及び有田小学校講堂の吊天井脱落対策工事費を増額いたしております。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第42号 平成26年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ549万円を追加し、予算総額を17億3千277万7千円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。

保険料の値上げを抑えるため、財政調整基金から6千万円を取崩し財源調整をいたしております。

今年度もさらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 43 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支におきましては、東海北陸厚生局からの指摘により基準の見直しを行い、前年度分以前の診療報酬を平成 26 年度予算で調整するために、過年度損益修正損として、3 千 186 万 6 千円を計上し、収益的支出の予算総額を 8 億 4 千 729 万 4 千円とするものであります。

なお、資本的収支におきましては、整形外科医用手術台の購入に係る費用として 540 万円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長より説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）それでは、議案第 41 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明の途中ではありますが、ここで 10 分間の休憩をいたします。

（午前 10 時 08 分 休憩）

（午前 10 時 18 分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引き続き、提案理由の説明を続けます。
生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは、議案第 42 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優）それでは所管いたします議案第 43 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。これにて、本日の日程はすべて終了いたしました。明日 12 日は午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質

問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

(午前 10 時 26 分 散会)